政務調査費で勝訴判決

（仙台市議会平成20年度）

～2126万円余の返還請求命令～

仙台市民オンブズマン
弁　護　士　十　河　　弘

1　判決総評

本年１１月２７日、仙台地裁第３民事部（市川多美子裁判長）は、仙台市長に対して、市議会５会派に計２１２６万円余の返還を請求するよう命じました。オンブズマンは、２８８９万円余の違法支出を指摘していましたが、その７４％に当たる額が違法であったと認められました（詳細は「表１」参照）。総論部分については概ね市民感覚を踏まえた画期的判断ですが、個々の各論判断については疑問の残る部分もあります。

2　総論の判断

（1）議員の裁量に一定の限界を認めた

判決は、調査研究活動の裁量には一定の限界があると認め、①収支状況報告書の記載に表れた事実等（研修会・物品の名称、書籍の表題等や研修会の趣旨・目的等）から調査研究のために用いられる可能性がないとうかがわれる場合、②その可能性があっても、調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められる場合には、(a)議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたり、(b)市政に関する具体的な調査研究が現にされたとか、(c)それが予定されていたなどの特段の事情について適切な立証が行われないときは、違法と判断するのが相当だと判断しました。これまでの裁判例は、議員の広範な裁量を認めた上で、市政との関連性の要件を緩やかに判断してきましたが、これを見直して政務調査費の趣旨に立ち返った判断をしたと言え、高く評価できます。

（表１）金額一覧

	請求額	認容額	認容率
改革ネット・自民	¥11,316,297	¥6,589,635	58%
民主クラブ仙台	¥2,724,669	¥2,216,453	81%
き　ぼ　う	¥5,220,526	¥4,118,950	79%
公　明　党	¥5,671,986	¥4,755,227	84%
社　民　党	¥3,962,102	¥3,584,388	90%
	¥28,895,580	¥21,264,653	74%

オンブズマン

No.41 ／2014年12月15日（月）

発行　仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉　仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL（022）227－9900　FAX（022）227－3267
http://sendai-ombuds.net/
e-mail:s-ombuds@nifty.com

（２）原則２分の１の按分を宣言

議員の活動は、政治活動、議員本来の活動、政務調査活動等の性質が合わさったものがあります。そのような場合、経費はきちんと按分すべきであり、全額を政務調査費から支出することは許されません。判決はこの点を認め、「一般的、外形的事実から政務調査活動以外の活動にも利用されていることが推認される経費については、被告側において」「客観的資料に基づいて」「立証がされない場合には、当該経費の２分の１を超えて政務調査費から支出することは許されない」と判断しました。これまでは議員の言い分のみ（陳述書等のみの立証）をもって、２分の１を超える支出を容認してきた裁判例が多かったのですが、これを改め、客観的資料に基づく立証を求めた点で適正な判断と言えます。この点でも高く評価できます。

（３）定額計上の容認

しかし、判決が定額計上を安易に容認したことは問題です。判決は、定額計上（旅費条例の計算方法）の採用は議会の裁量の範囲内であり適法と判断しました。しかし、実費と旅費条例に定める金額との間に差額が生じていることは明らかです。例えば、日帰り東京出張の場合、旅費条例では３万１６６０円が計上されますが、実費はそれを下回るはずです。また、宿泊付きの出張の場合はパック料金等で旅費条例の計算方法よりずっと安くなります。これらの点を見逃す判断は市民感覚に反しています。

３　各論の判断傾向

人件費については、調査研究活動の補助業務への専従性が客観的資料によって証明できなければ、２分の１を超過する部分は違法と判断しています。事務所費・事務費・経費については、会派控室や各事務所のパソコン、コピー機、プリンタ、デジタルカメラ等の２分の１を超過する部分は、客観的な証明がなく違法と判断しています。これらの違法部分が多額に上るので、返還請求命令額が２１２６万円にも達したのです。

調査研究費（出張等）については、尋問において市政との関連性を明らかに証言できなかった出張先（横浜や大阪等）についてまで適法と認めていて問題です。また、旅費条例による計上を容認していて問題です。

研修費については、選挙区の住民を集めた集会の会場費と茶菓子代等を適法と認めていて問題です。

資料購入費については、文献のタイトルが明らかでないものやタイトルから市政との関連性がないと思われるものは違法としたものの、選挙や政治活動にも利用できる住宅地図や辞書や雑誌について、１００％支出を認めてしまっていて問題です。

広報広聴費のうち、ホームページ作成費用等の２分の１を超過する部分は違法と判断したものの、街宣車の借料等を適法と認めていて問題です。

４　仙台市議会、議員、各会派は自発的に説明すべき

裁判所は、各会派に対して「客観的資料に基づく立証」を求めました。訴訟での立証は最低限やるべきことで、もっと自発的に説明すべきです。使い方に一点の曇りもないならば、自ら進んでホームページ等で収支明細書や領収書を公開すべきです（函館市議会は実施済み）。仙台市議会、議員、各会派の浄化能力が試されています。

宮城県議会議員 海外視察・訴訟提起のご報告

仙台市民オンブズマン
弁　護　士　　宮　腰　英　洋

「県議の海外視察は違法」
市民団体提訴　360万円返還求め

県議4人が今年3月に公費で実施した海外視察は必要性が認められず違法だとして、市民団体の仙台市民オンブズマンは10日、村井嘉浩知事を相手に、4人に計360万円を返還させるよう求める訴えを仙台地裁に起こした。

訴状などによると、県議会は東日本大震災後に海外視察を自粛していた県議の海外視察費

「県議視察費返還請求を」
オンブズが知事提訴

東日本大震災後に途絶えていた県議の海外視察が再開され、ことし3月に4人がニュージーランドを訪問したのは不要で県費の支出は違法だとして、仙台市民オンブズマ

3月のNZ視

「宮城4県議支出は不当」
オンブズ監査請求

人は最大会派の自民党・県民会議に所属し、2月の県議会の派遣決定を受けて、1人当たり県費90万円でニュージーラン

視察。県が経費計360万円を支出した。4人の同国訪問は、震災後初めての海外視察だった。

オンブズマンは「天文台やワイヘケ島は有名な観光地で、4人の視察報告書も観光ガイドを丸写ししたような内容。現地の公務員らと意見交換した形跡もなく、実質は調査研究に名を借りた観光だ」と主張している。

安藤俊威県議会議長は「公費支出は条例に基づき議決した。4人の視察報告書に問題があるとも思えない。今後の議会で

ワイン農園などと10カ所を視察。県が経費計360万円を支出した。4人の同国訪問は、震災後初めての海外視察だった。

オンブズマンは「天文台やワイヘケ島は有名な観光地で、4人の視察報告書も観光ガイドを丸写ししたような内容。現地の公務員らと意見交換した形跡もなく、実質は調査研究に名を借りた観光だ」と主張している。

安藤俊威県議会議長は「公費支出は条例に基づき議決した。4人の視察報告書に問題があるとも思えない。今後の議会で

文台やワイヘケ島の観光地やワイン農園などと10カ所を視察。県が経費計360万円を支出した。4人の同国訪問は、震災後初めての海外視察だった。

オンブズマンは「天文台やワイヘケ島は有名な観光地で、4人の視察報告書も観光ガイドを丸写ししたような内容。現地の公務員らと意見交換した形跡もなく、実質は調査研究に名を借りた観光だ」と主張している。

安藤俊威県議会議長は「公費支出は条例に基づき議決した。4人の視察報告書に問題があるとも思えない。今後の議会で

請求によると、4人は3月25～31日にニュージーランドを訪れ、テカポ湖畔のマウントジョン天文台やワイヘケ島の観光

請求した。

3月25～31日にニュージーランドを訪れ、テカポ湖畔のマウントジョン天文台やワイヘケ島の観光

１　本件海外視察の概要

宮城県議会では、議員の任期中２回まで、１回あたり９０万円／人の範囲で海外視察費用の支出が認められています。東日本大震災後、この海外視察は自粛されていましたが、今般、平成２６年３月２５日から同年３月３１日にかけて、宮城県議会所属の議員４名により、ニュージーランドへの海外視察が実施され、視察費用として合計３６０万円の公金が支出されました。

２　本件海外視察の問題点

本件海外視察は、計画・立案段階において明確な視察目的・視察内容等について十分な検討がなされておらず、事前調査・準備等が不十分なものでした。実施された視察についても、いわゆる観光地（クライストチャーチ、マウントクック国立公園、マウントジョン天文台、ワイン農場等）を回っただけではないかという疑いが強いものでした。

加えて、参加予定であった議員うちの１名が県道の供用開始式典への参加を理由に直前で参加をキャンセルしており、この点からも本件海外視察の必要性に大きな疑問が生じました。

議員の海外視察についてはその適法性を厳しく判断する裁判例もあり（東京高等裁判所平成２５年９月１９日判決等）、本件海外視察のために公金を支出したことには大きな問題があると考えられました。

３　監査請求・訴訟の提起

そのため、本件海外視察について、仙台市民オンブズマンは、平成２６年８月２０日に監査請求を行ったところ、同年１０月１６日、監査請求を棄却する旨の判断がなされました。

同監査結果については残念ながら十分なものとは思われなかったことから、平成２６年１１月１０日、仙台地方裁判所に対し、本件海外視察に係る視察費用の返還を求める訴訟を提起致しました。本原稿執筆時点では第１回期日は指定されていない段階です。

４　最後に

本件海外視察については、仙台市民オンブズマンのブログにも記事をアップ致しましたのでご参照ください。今後も裁判の経過について適宜ご報告させていただく予定です。

監査請求・訴訟の提起は広くマスコミに報道され、私自身、県民の皆様から、直接お会いしたときにご意見・ご感想などをいただきました。今回の訴訟をきっかけに、多額の公費を支出して実施される海外視察について、県民のみなさまと一緒に考えていければと思っておりますので、引き続き、率直なご意見・ご感想をいただければ幸いです。

宮城県議会海外視察（ベトナム）監査請求

仙台市民オンブズマン事務局長
弁　護　士　畠　山　裕　太

宮城県議会は、平成２６年３月２０日、自由民主党県民会議の議員をベトナムに海外派遣することを決め、５月５日から同月９日にかけて、海外視察を行いました。派遣議員８名（後に一人派遣取消の申出があり実際の参加は７名）に対し、宮城県から合計３、４４８、６６４円が支出されました。また、この視察には議員１名が政務活動扱いで同行しており、政務活動費が使われた疑いがあります。

情報公開請求をして資料を分析したところ、先のニュージーランド視察に比べれば一見まともな視察でしたが、以下のとおり違法である疑いがありましたので１１月２８日付で、監査請求を行いました。　監査請求の結果を待ち、内容によってはニュージーランドに引き続いて住民訴訟を提起することを検討します。

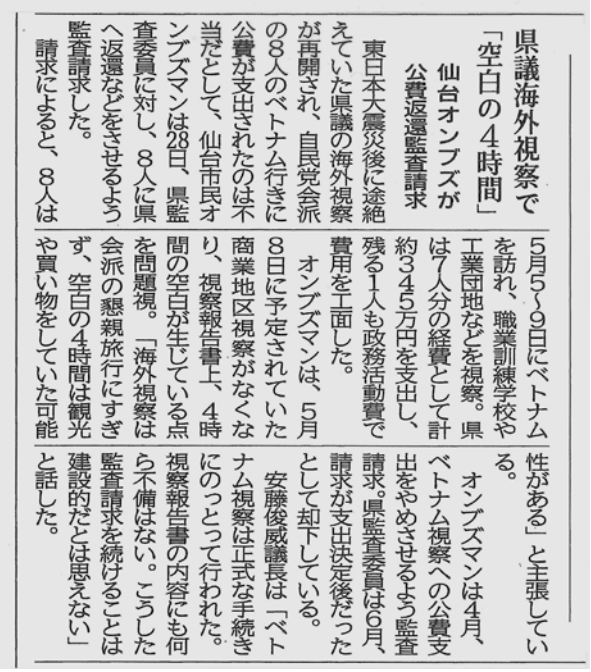

県議海外視察で「空白の４時間」

仙台オンブズが公費返還監査請求

東日本大震災後に途絶えていた県議の海外視察が再開され、自民党会派の８人のベトナム行きに公費が支出されたのは不当だとして、仙台市民オンブズマンは28日、県監査委員に対し、８人に県へ返還などをさせるよう監査請求した。

請求によると、８人は5月5～9日にベトナムを訪れ、職業訓練学校や工業団地などを視察。県は7人分の経費として計約３４５万円を支出し、残る１人も政務活動費で費用を工面した。

オンブズマンは、5月8日に予定されていた商業地区視察がなくなり、視察報告書上、4時間の空白が生じている点を問題視。「海外視察は会派の懇親旅行にすぎず、空白の4時間は観光や買い物をしていた可能性がある」と主張している。

オンブズマンは4月、ベトナム視察への公費支出をやめさせるよう監査請求。県監査委員は6月、請求が支出決定後だったとして却下している。

安藤俊威議長は「ベトナム視察は正式な手続きにのっとって行われた。視察報告書の内容にも何ら不備はない。こうした監査請求を続けることは建設的だとは思えない」と話した。

①　５月８日の午後は、当初の予定を変更して全く視察を行ってない（午後、宿泊もしないホテルに移動し、その後４時間のスケジュールが空白。報告書にもこの時の視察内容については何も報告がない。）
もし、５月８日午後を全く視察をせず観光に費やしていたのであれば、観光目的の視察であるといってよいと思いますし、せめてその日程部分だけでも違法であるとして支出された費用の一部でも返還されてしかるべきです。

②　県議会から８名もの議員を派遣しているにもかかわらず、議員個人が政務活動費を使用して視察に同行した（疑い）。
議会が議員を選んで公金を支出してまで議員を派遣している以上、個々の議員が政務活動費を支出して参加する理由は全くありません。当該議員の政務活動費での支出が違法になるのはもちろん、議員の親睦などが目的であるとすれば本視察そのものも違法になると思われます。

平成23年度（平成23年9月～平成24年3月）

政務調査費返還請求訴訟

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁　護　士　**渡　部　雄　介**

平成２６年１１月２８日、仙台市に対する平成２３年度（平成２３年９月から平成２４年３月分）政務調査費返還請求訴訟の期日がありました。

本訴訟では、自由民主党・仙台（議員個人に対する請求も含む）に対し、合計２９１万２６６９円、市民フォーラム仙台に対し合計２９５万３４２１円、復興仙台に対し合計５２０万１９８６円、公明党仙台市議団に対し、合計２２８万８７９２円、社民党仙台市議団に対し、合計２４８万６６１１円、みんなの党・みんなの仙台に対し、１６２万８４３３円、自由民主党・大泉鉄之助に対し３６万５０００円、全体で合計１７８３万６９１２円について、違法な支出であるとして市に対して返還を求めています。

平成２０年度政務調査費返還請求訴訟では、議員の裁量に一定の限界を認めた判決が出されています（詳細は、「政務調査費（仙台市議会平成２０年度）で勝訴判決」をご覧ください）。本訴訟と平成２０年度訴訟では、争点が重なる部分も多いため、平成２０年度訴訟の判決が本訴訟に与える影響は小さくないと思われます。

現在、原告、補助参加人双方から主張や証拠が提出され、争点整理が進められています。原告、被告、補助参加人それぞれからの主張が出揃った段階で、議員に対する尋問が実施される見込みです。

なお、次回期日は平成２７年１月２１日午後２時から、次々回期日は平成２７年３月２４日午前１１時からと指定されています。

平成23年4月から8月までの政務調査費訴訟について

仙台市民オンブズマン
弁　護　士　石　上　雄　介

1　訴訟の状況

前号で、仙台市議会議員の平成２３年４月から８月までの政務調査費の支出について、平成２６年２月１４日付で仙台地方裁判所に住民訴訟を提起したことをご報告いたしました。本訴訟は、先日平成２０年度政務調査費返還請求訴訟で、提訴した政務調査費の大部分の返還を命じた仙台地方裁判所第３民事部に係属しています。

現在は、議員・会派側から反論の書面が一通り提出された段階ですので、これから当方から釈明を求めたり、再反論を加えたりしていくことになります。

2　今後の展望

本訴訟のポイントは、政務調査費支出期間の終期が、①市議会議員選挙期間となっていることと、②年度途中であることの２点であり、議員が選挙活動のために政務調査費を使っているのではないか、年度途中であるにもかかわらず一年分の政務調査費が支出されているのではないかが特に問題となっています。

この点、前述の平成２０年度訴訟判決では、政務調査費の支出について、「一般的、外形的事実から政務調査活動以外の活動にも利用されていることが推認される経費については、被告側においては客観的資料に基づいて立証がされない場合には、当該経費の２分の１を超えて政務調査費から支出することは許されない」との判断が示されております。

本件においては「一般的、外形的事実」として、政務調査費支出期間の終期が選挙期間と被るという事実がありますので、議員・会派側に適切な立証が強く求められることになります。選挙活動期間であると考えられる時期の調査研究費、人件費、事務所費等について、適切な立証を行うよう、議員・会派側に迫っていきたいと思います。

平成24年度 政務調査費（県議会）公表

仙台市民オンブズマン事務局長
弁　護　士　畠　山　裕　太

オンブズマンは、宮城県議会の政務調査費について平成２１年３月、政務調査費に関して制度改革をおこなうことなどを条件に和解しました。宮城県議会は、平成２１年４月、会派の経理責任者及び幹事長がチェックをした上で政務調査費を議員に交付する仕組み（いわゆる後払方式）をつくりました。

上記後払方式がちゃんと機能しているのか、確認の意味もあり今回平成２４年度の宮城県議会の４期以上の議員（３０名）の政務調査費について情報公開請求をし、現在整理分析中です。しかし、使途等について「これでよいのか」と疑問に思うものがいくつもありました。そこで、試みにＨＰ上でこれを公開して市民の皆様にみてもらうことを企画し、１０月１６日からブログにアップしまし

た。今までアップした内容は概要以下のとおりです。

① 政務調査実績報告書の内容がいい加減であるにもかかわらず支給を認めていたケース

政務調査実績報告書に記載すべき「調査内容」の部分が白紙であったり、「意見交換」などといい加減な記載だったケース。「調査先」が「相手方宅」といういい加減な記載だったケース。

② 年度末の大量購入　年度末にパソコン、ipad などを大量購入していたケース（自由民主党県民会議）。

③ 無駄な宿泊研修　仙台近郊の高級旅館で一泊しての研修（自由民主党県民会議）。

④ その他、玉串料、初穂料を政務活動費から出していたケースなど。

残念ながら、「後払方式」は、有効に機能していないようです。現在、宮城県議会では

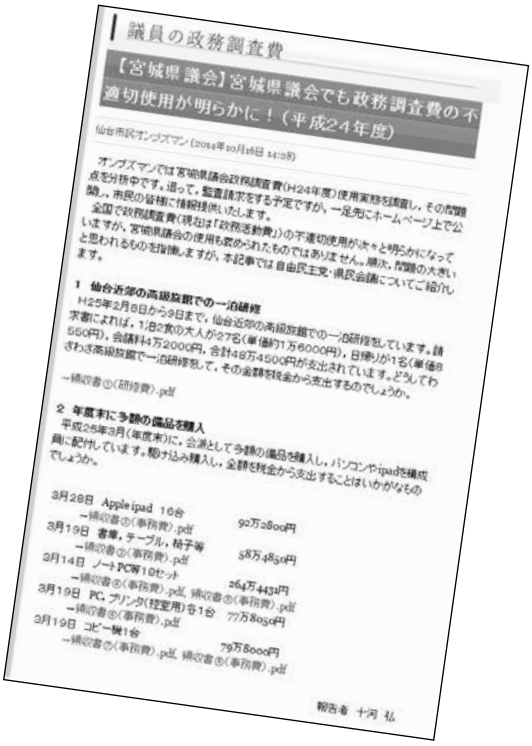
議員の政務調査費

【宮城県議会】宮城県議会でも政務調査費の不適切使用が明らかに！（平成24年度）

仙台市民オンブズマン（2014年10月16日 14:28）

オンブズマンでは宮城県議会政務調査費（H24年度）使用実態を調査し、その問題点を分析中です。追って、監査請求をする予定ですが、一足先にホームページ上で公開。市民の皆様に情報提供いたします。

全国で政務調査費（現在は「政務活動費」）の不適切使用が次々と明らかになっていますが、宮城県議会の使用も褒められたものではありません。順次、問題の大きいと思われるものを指摘しますが、本記事では自由民主党・県民会議についてご紹介します。

1 仙台近郊の高級旅館での一泊研修

H25年2月8日から9日まで、仙台近郊の高級旅館での一泊研修をしています。請求書によれば、1泊2食の大人が27名（単価約1万6000円）、日帰りが1名（単価8550円）、会議料4万2000円、合計48万4500円が支出されています。どうしてわざわざ高級旅館で一泊研修をして、その金額を税金から支出するのでしょうか。

→領収書①（研修費）.pdf

2 年度末に多額の備品を購入

平成25年3月（年度末）に、会派として多額の備品を購入し、パソコンやipadを議員に配付しています。駆け込み購入し、金額を税金から支出することはいかがなものでしょうか。

3月28日 Apple ipad 16台 90万2800円
→領収書②（事務費）.pdf
3月19日 書庫、テーブル、椅子等 58万4850円
→領収書③（事務費）.pdf
3月14日 ノートPC等10セット 264万4434円
→領収書④（事務費）.pdf、領収書⑤（事務費）.pdf
3月19日 PC、プリンタ（控室用）各1台 77万8050円
→領収書⑥（事務費）.pdf
3月19日 コピー機1台 79万8000円
→領収書⑦（事務費）.pdf、領収書⑧（事務費）.pdf

報告者 十河 弘

政務活動費の年間支給額、支出額についてのみＨＰ上で公開していますが、不適正な支出の抑止をするには、領収書までＨＰ上で公開するなど、市民が容易に議員の政務活動費支出を監視できる仕組みが切に望まれます。

非常勤の選挙管理委員会の委員長･委員に関する報酬調査について

仙台市民オンブズマン
弁 護 士　甫 守 一 樹

かつて仙台市民オンブズマンでは、宮城県及び仙台市の一部の非常勤行政委員の月額報酬制について違法とする裁判を行った。仙台市については、諸先達の尽力のかいあり、一審で勝訴判決を勝ち取ることができた。しかし、先行する類似訴訟で住民敗訴の最高裁判決があり、訴訟の形勢は逆転した。その後当オンブズマンでもそれぞれ最高裁まで争ったが、平成２５年初め頃までにはすべて敗訴が確定した。

裁判で敗訴した後も、議会や行政に対して制度改革を求めてきたが、ほとんど成果を得られなかった。だが､全国の自治体の中には、改革を進めた所も多くある。そこで、当オンブズマンで全国調査を行い、宮城県及び仙台市の行政委員が震災復興の最中でも、未だ時給１０万円前後の｢ノン･ワーキング･リッチ｣に甘んじていることを明らかにすべく、表記の調査を行うこととした。

これまで、北東ネットの方々にお願いし調査をしたが、予想通り、宮城県、仙台市の選挙管理委員会の委員は、北日本の中でトップクラスの「ノン・ワーキング・リッチ」であることが判明した。続いて全国調査も行っており、その集計結果は間もなく出揃うという状況である。

今後は宮城県及び仙台市に対し、全国調査の結果を引っ提げての新たな申し入れ等することになる。当方の熱意に対し、行政側が誠実な対応を出来るかどうか、注目していただきたい。

第21回　全国市民オンブズマン岩手大会報告

仙台市民オンブズマン代表
弁　護　士　**野　呂　　圭**

２０１４年９月６日、７日に盛岡市で開催された全国大会のテーマは､｢じぇじぇじぇ！秘密保護法・公共事業・政務活動費」でした。当日は全国から約１６０名の参加があり、仙台からも大勢参加し、またタイアップグループの方々を中心に受付業務などを担当していただきました。

大会１日目は例年の基調報告に続いて、公共事業報告、政務活動費報告、秘密保護法情報公開訴訟報告がありました。公共事業報告では、公共事業の需要予測（見積り）が誰によってなされ、その予測はどれほど外れているのかという問題意識からの調査結果報告がなされました。調査をしたコンテナ埠頭の岸壁整備事業及び鉄道事業では予測達成率が５０％を下回っている事業がいくつもあることに驚かされました。需要予測は事業を実施したい国や自治体にとって都合の良い数字を挙げるために行われているのではないかとの指摘もうなずけます。政務活動費報告では、政務活動費の具体的使途まで開示している議会では執行率が低くなっている傾向も見られ、情報の開示が適正な支出、議員の意識改革につながるとの報告がなされました。秘密保護法情報公開訴訟報告では、開示資料からは、秘密保護法の法案作成過程において官僚が市民が問題視しないうちに事を進めようという考えが透けて見えるとの報告がなされました。

続いて、清水勉弁護士による講演「情報公開を勝ち抜こう～秘密保護法に抗して」が行われました。講演では、情報公開･情報管理･秘密保全の関係に言及され、情報公開度を高め、情報管理（文書管理）を徹底することが秘密保護法の濫用の抑制にもつながっていくとの指摘がなされました。

休憩を挟み、軽過失免責や損害賠償債務の免除を内容とする住民訴訟制度改正問題についての寸劇による解説､ギャンブル問題報告、落札率調査、電力購入･売却調査、各地報告、地元報告､包括外部監査表彰が行われました。

大会２日目は、秘密保護法、政務活動費、ギャンブル問題、地方自治法改正問題の各分科会が行われ、最後に大会宣言（①行政による不当な情報不開示とたたかうとともに公文書の保存・管理を徹底させる、②公共事業の必要性について、市民が正しい情報に基づき議論するために需要予測の実態を解明してい

く、③政務活動費を支給している全議会に対し、会計帳簿の提出・ホームページ上での公開を義務付けさせること、④住民訴訟制度の不当な改正を許さない）と、ＩＲカジノに反対する決議が採択されました。

北東ネット弘前例会が開催されました

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク事務局長
弁護士　吉田大輔

シンポジウムでは、まず、天野巡一青森公立大学教授が「住民（市民）参加・自治の軌跡～情報公開がもたらした民主主義」と題して講演されました。天野教授は、武蔵野市役所に３０年勤務され、議会事務局や訴訟対応も担当されたとのことで、議員活動の実態については隅から隅まで承知しているとのことでした。

天野教授からは、情報なくしては住民は地方自治に参加できず、そして、住民参加なくして民主主義は成立しないということから、情報公開の重要性についてのお話しがあった後、公文書の管理について、住民のための情報公開であることを考えれば、文書管理規程（これは首長の命令なので、首長が命令すれば廃棄され得る）などではなく、条例で定める必要があるとのお話しもありました。他に、地方自治法に特別背任罪を設け、公費の濫用に対する刑事責任追及も可能にすべきであるとのお話しもありました。

この講演を受け、「情報公開と地方自治～今、改めて議員活動の可視化を考える」とのテーマのもと、政務活動費、議会による議員派遣（海外視察）、情報公開の視点から見た弘前市議会（議会基本条例）の問題点について、それぞれ報告がなされました。

次回例会は、来年６月１３、１４日に函館で開催されます。

回文コーナー　回文士　法曹爽歩（ほうそうそうほ）　★★★★

今回は冬の食べ物を次々読み込んだものと、飲み食いと冬至湯（柚子湯）でほっこりする夫婦を描いた短歌形式の清濁一致の回文２首です。

○ 牡蠣（かき）や鰆（やきすめじさんぱい） 飯三杯（めしさんばいよ）よ　イクラ鱈（いくらたら） 食いよい晩（くいよいばん）さ　締（しめ）めすき焼（すきやき）きか ○

○ 佳（よ）き仲（きなか）は　飲（のみ）み食（くい）見（みつつ）つ　待（まつ）つ柚子湯（ゆずゆつまつつ）　妻（つま）包（くるみ）み行（いく）く　身（みの）のはかなきよ ○

「仙台市民オンブズマン」の活動

2014.6.16 ～ 2014.12.15

2014

6．16　政務調査費（市 H23.4 ～ 8）公判

23　オンブズマン６月例会

7．　4　東北弁連 震災復興に関する講演とシンポジウムに参加

7　タイアップ役員会

10　タイアップ会計監査

15　県議会海外視察報告書開示

16　政務調査費（市 H23.9 ～ 24.3）公判

18　オンブズマン総会、懇親会

28　県議会海外視察監査請求打ち合せ

31　政務調査費（市 H20 年度）公判

8．　5　タイアップ例会

11　政務調査費（市 H23.9 ～ 24.3）打ち合せ

20　県議会海外視察（ニュージーランド）監査請求

28　県議会海外視察（ベトナム）関係文書開示

29　オンブズマン８月例会

9．　2　タイアップ役員会

6～7　第２１回全国市民オンブズマン岩手大会

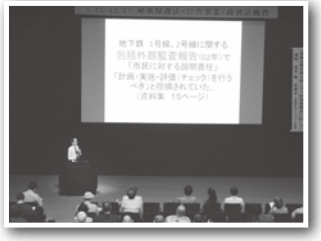

9　４７都道府県・２０政令市へ
選挙管理委員報酬に関する調査票を送付

29　政務調査費（県）打ち合せ

〃　オンブズマン９月例会

30　政務調査費（市 H23.9 ～ 24.3）公判

10.　7　タイアップ例会

9　新展示施設情報公開打ち合せ

16　政務調査費（市 H23.4 ～ 8）打ち合せ

30　電子データ管理の件で打ち合せ

〃　オンブズマン１０月例会

11.　6　支援企画実行委員会

10　県議会海外視察（ニュージーランド）提訴

14　仙台市民オンブズマン支援企画 vol. １６

18　県議会海外視察監査請求関係文書開示

20　オンブズマン１１月例会

27　政務調査費（市 H20 年度）判決、記者会見

28　会報「オンブズマン」４１号編集打ち合せ

〃　政務調査費（市 H23.9 ～ 24.3）公判

〃　県議会海外視察（ベトナム）監査請求

29 ～ 30　北・東ネット 弘前例会

12.　2　タイアップ例会

3　政務調査費（市）打ち合せ

5　会報「オンブズマン」４１号編集打ち合せ

8　新展示施設等の指定管理者選出関係文書開示

15　会報「オンブズマン」４１号発行

2014.11.14 支援企画 16
「馬頭琴&ピアノと落語が織りなす神楽月」
アンケート結果

1 本日のコンサートはいかがでしたか？

1．とてもよかった	36 人
2．よかった	12 人
3．普通	1 人
4．もの足りなかった	
5．その他	

2 このコンサートはどこでお知りになりましたか？

1．オンブズマン又はタイアップの会員	23人
2．マスコミ	1人
3．チラシ	2 人
4．知人、友人	23人
5．プレイガイド	
6．その他（馴染みのお店で）	1 人

3 オンブズマン、及びオンブズマン・タイアップグループにご意見、ご要望がありましたら、お書きください。

- 不正は絶対に許さない。今後も期待しております。
- もっとソロを聞きたかった。生の音で。ジャスピアノも
- 本日のピアノ、馬頭琴のメロディとても感動しました。白い馬が心の中にあらわれました。
- 頑張って下さい。
- これからも素晴らしいコンサート企画をお願いします。
- 今回偶然チラシを見て知りました。今後HP上で情報を得て、興味のあるステージに参加したいと思います。
  戦災復興記念館が多いようですが、仙台駅などJRの駅近くだと助かります。
- 仙台駅周辺の会場だといいと思いました。
- 馬頭琴の音を生で聴いて見たかった。小さい音響の良いホールなのでマイク通さなくても良かったのでは。ピアノも同様に思いました。
- 頑張って下さい。
- 楽器と衣装の説明もっと詳しく知りたかったです。
- 入会は致しかねますので、「文化行事」の時、「募金箱」を設置されらたどうでしょうか。
  我々市民のために活動されているのですから！ありがとうございます。

タイアップ会長あいさつ

仙台市民オンブズマン･タイアップグループ会長

山　田　忠　行

11月14日、仙台市宮城野区文化センターでおこなわれました第16回オンブズマン支援企画「馬頭琴&ピアノと落語が織りなす神楽月」には、約200人の方においでいただきました。初めての会場でしたが、コンサートホールというだけあってたいへんすばらしい音楽と落語を楽しむことができました。お帰りの際、来場されたみなさんの満足げな顔をみて楽しまれたことがよくわかりました。

おかげさまで、15万円の活動支援金をオンブズマンに渡すことができました。支援協力券販売にご協力をいただきましたみなさまに御礼を申し上げます。

◇　　◇

今年は、号泣釈明記者会見が注目を浴びましたが、兵庫県議の野々村竜太郎県議が、1年間で城崎温泉などに200回近く訪れながら、明確な活動内容を示さず、デタラメに政務活動費を支出していた問題が明るみになり、その後25人の議員が不適切支出をしていたことが判明しました。昨年オンブズマンが問題点を指摘していたとおり、議員と政務活動費の問題がクローズアップされました。

そして平成20年度の仙台市議会議員の政務調査費裁判でも、2126万円を返還せよとの判決が下されました。きっと当事者は目を白黒させていたと思います。野々村議員のインパクトが強すぎてまっとうな判決が出たのかもしれません。野々村前議員恐るべし?

◇　　◇

さて、来年の干支は羊です。

羊はめでたい善良な動物で、同じ行動を取って大勢で暮す事から、群の漢字は羊から作られ、家族の安泰を示しいつまでも平和に暮らす事を意味しているのだそうです。タイアップグループも2ヶ月に一度、第一火曜日に集まって例会をおこなっています。オンブズマンから時の話題提供があり、そのあと賑やかに交流をします。

次回は下記案内のとおり、2月3日（火）です。節分ですが、タイアップの女性陣といっしょに楽しく新年会を兼ね盛大におこないます。ぜひおいでください。

それでは会員のみなさまにはお健やかに新春をお迎えください。

【2月例会&新年会のご案内】

タイアップグループ新年会は、2月例会に新年会も兼ねておこなうことといたしました。

つきましては、2月3日の例会を盛大に開催したいと思いますので、ぜひ多くの会員の皆さまにご参加いただきますようご案内申し上げます。

2015年2月3日（火）18:30～
朝市ビル3階　宮城地域自治研究所

※お飲み物・お料理差入れ大歓迎です!!

会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。（振込用紙同封しました）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会費納入先
七十七銀行本店（普通）　6530010
郵便局振込　02290－6－8050
仙台市民オンブズマン･タイアップグループ

仙台市民オンブズマン　タイアップグループ会則

（1）加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
（2）会　　費：年10,000円・賛助会員年3,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
（3）活動内容：年２回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
（4）総　　会：年１回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
（5）役　　員：会　長　　１名、　副会長　　若干名
会　計　　１名、　会計監事　　２名
（6）役員会：必要に応じて開催する。
（7）事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
（8）会計について：年会費からの支援金および協賛金からの特別拠出金については、役員会において決定の上、支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。